

労働者派遣事業に基づく情報公開

平成24年10月1日に改正された労働者派遣法にて提供が義務付けられた事項を公開します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※毎事業年度終了後算出します。

1. 派遣先場所毎の派遣労働者数、派遣先数、派遣料金平均額、賃金平均額、マージン率

対象期間：2023年9月1日～2024年8月31日

派遣先場所	派遣労働者数 (人)	派遣先数 (社)	派遣料金 平均額(円)	賃金平均額 (円)	マージン率 (%)
京浜	2	1	20,830	15,400	26%
清水	4	1	17,613	13,094	26%
豊橋	3	1	20,339	15,606	23%
名古屋	3	1	17,339	13,332	23%

2. 教育訓練に関する事項

- ・ 無料研修（マナー研修、ドライバー研修、フォロー研修）
- ・ 教育訓練計画
- ・ キャリアコンサルティングの相談窓口あり

3. 福利厚生に関する事項

鈴与グループ提携保養施設、トラック健康保険組合ほか

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している
 - 協定書の有効期間終期：2025年3月31日
- ・ 協定労働者の範囲
 - 会社が雇用し、派遣先で従事する従業員